



島根県報

平成26年9月2日（火）

第2,628号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成26年9月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林（5件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要（2件）	（中 小 企 業 課）	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	6

【公 告】

平成26年度クリーニング師試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	6
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	8

告 示**島根県告示第495号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成26年9月11日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成26年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第496号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成26年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
横田・安富地区（横田工区）区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成21年3月11日
横田・安富地区（安富工区）区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成21年10月2日

島根県告示第497号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年6月20日農林水産省告示第803号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、出雲市役所、益田市役所、江津市役所、奥出雲町役場、飯南町役場、川本町役場、美郷町役場及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第498号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年10月25日農林水産省告示第1356号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、浜田市役所、益田市役所、雲南市役所、奥出雲町役場、美郷町役場、邑南町役場及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第499号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。
平成12年12月21日農林水産省告示第1695号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、松江市役所、益田市役所、江津市役所、雲南市役所、美郷町役場及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第500号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。
平成12年12月21日農林水産省告示第1696号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、浜田市役所、益田市役所、江津市役所、雲南市役所、川本町役場及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第501号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
雲南市木次町（日登国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第502号

平成26年島根県告示第413号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成26年 9 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス大津新崎店 出雲市大津新崎町五丁目 5 番外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗立地予定地周辺には学校もあり、朝夕には多くの歩行者・自転車の通行も見込まれることから、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。
2	開発区域周辺道に交通渋滞をまねかないよう、公安委員会、各道路管理者と協議のうえ、対策を講じること。	国道9号は通行車両が多いことが予想され、混乱・事故が生じないよう対策を講じておく必要があるため。
3	工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路・水路が汚損・破損しないよう注意すること。 また、道路・水路が破損、汚損した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、原形に復旧すること。 なお、工事着手前に道水路管理者と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。
4	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
5	早朝（4時から7時）に行われる荷さばき作業に	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるた

<p>よる騒音について、通常行う騒音対策に合わせ、作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。また、早朝（4時から7時）に出入りする搬入車両について、近隣住民の安眠を妨害することがないように経路や時間等について、検討・採用すること。</p> <p>設置予定の遮音壁について、騒音の環境基準に照らし合わせ、必要に応じて寸法や材質の変更を検討・採用すること。また、営業開始後も状況に応じて、同様な措置を講ずること。</p> <p>長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。特に屋上部に設置される冷凍冷蔵庫屋外機からの低騒音が近隣住居上階層部へ影響を与えることが懸念されるため、万全なる対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕等の措置を講ずること。</p>	<p>め。</p>
--	-----------

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第503号

平成26年島根県告示第418号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成26年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオン出雲食品館 出雲市天神町151外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	<p>早朝（5時から）に行われる荷さばき作業について、届出書記載の騒音対策に合わせ作業方法や工程等をさらに工夫し、徹底した騒音対策を行うこと。</p> <p>また、長時間使用する室外機等の稼働時に発生する騒音について、近隣住居の上階層部への影響が懸念されるため、防音及び防振対策を講ずること。なお、機器等に異常が発生した場合は、速やかに修繕等の措置を講じ、防音及び防振に努めること。</p> <p>店舗西側の吸排気口から発生する臭気について</p>	<p>周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p>

	は、近隣住民の生活に影響が生じないように配慮すること。	
2	周辺住民等から早朝の荷さばき作業を含め公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第504号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

長沢Ⅳ（追加）

2 土地の表示

昭和59年島根県告示第433号（以下「告示」という。）で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱15号を結んだ線、標柱15号から23号までを順次に結んだ線、標柱23号と告示で指定した標柱2号を結んだ線及び告示で指定した標柱1号と告示で指定した標柱2号を結んだ線により囲まれた区域並びに告示で指定した標柱2号から告示で指定した標柱5号までを順次に結んだ線及び告示で指定した標柱2号と告示で指定した標柱5号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市長沢町1475番1	15号
〃 1475番2	16号
〃 1476番1	17号及び18号
〃 268番4	19号から22号まで
〃 1472番1	23号

公**告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成26年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成26年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成26年11月6日（木）午前9時30分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）

2 試験場所

学科試験及び実地試験

出雲市大津町1139 出雲合同庁舎

すべての試験を同一の会場で行う。

3 試験の内容

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

ア 薬品及び繊維の鑑別

イ しみぬき

ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

6 受験願書等の受付期間

平成26年9月2日（火）から同月26日（金）まで

なお、郵送の場合は、平成26年9月26日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書

(2) 履歴書（所定用紙）

(3) 写真（正面上半身、脱帽の手札型（縦11センチメートル、横8センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影したもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの）

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。）

9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

10 合格者の発表

平成26年12月16日（火）に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問合せは、各保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（〒690-0887 松江市殿町128番地 電話0852-22-6529）にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市赤江町字三ツ頭188番7、188番8

面積 114.68平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市赤江町188番地5

山崎 勝利